

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 用語の定義に関する次の記述のうち、電波法（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。以下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 「無線電話」とは、電波を利用して、ラジオ音声及びその他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 2 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。
- 3 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその管理を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線従事者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 5 「電波」とは、400万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。

A-2 電波法第17条（変更等の許可等）第1項の規定により無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人が当該許可に係る無線設備の運用に関する次の記述のうち、電波法（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。以下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、その変更が許可の内容に適合していることを証する書面を総務大臣に提出した後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 2 免許人は、その変更をした後、試験電波を発射し、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないことを確認した後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 3 免許人は、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者の検査を受け、その検査結果を記載した書類を総務大臣に提出し、その変更が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A-3 次の記述は、無線局の免許の有効期間等について述べたものである。電波法（第13条）及び無線局免許手続規則（第18条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して □A□ を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、□B□ を妨げない。
- ② □B□ の申請は、アマチュア局（人工衛星を開設するアマチュア局及び人工衛星を開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）にあっては免許の有効期間満了前 □C□ を超えない期間において行わなければならない。

	A	B	C
1	5年	有効期間の延長	3箇月以上1年
2	10年	再免許	3箇月以上1年
3	5年	再免許	1箇月以上6箇月
4	10年	有効期間の延長	1箇月以上6箇月

A-4 次の記述は、無線局の免許人の申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が □A□ 、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、□B□ と認めるときは、その指定を変更することができる。

	A	B
1	通信の相手方、通信事項	電波の規整その他公益上必要がある
2	通信の相手方、通信事項	混信の除去その他特に必要がある
3	識別信号	電波の規整その他公益上必要がある
4	識別信号	混信の除去その他特に必要がある

A-5 次の記述は、「尖頭電力」及び「平均電力」について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される□Aをいう。
- ② 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる□Bの周期に比較して□C時間（通常、□Aが最大である約10分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。

A	B	C
1 最大の電力	最高周波数	じゅうぶん長い
2 最大の電力	最低周波数	じゅうぶん長い
3 平均の電力	最低周波数	じゅうぶん長い
4 最大の電力	最低周波数	じゅうぶん短い
5 平均の電力	最高周波数	じゅうぶん短い

A-6 高圧電気（注）に対する安全施設に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 2 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、黄赤と白の順に交互に帯状に塗色された絶縁しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できない場所に装置する場合は、この限りではない。
- 3 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、無線従事者のほか出入できない場所に装置しなければならない。ただし、金属しゃへい体の内に収容する場合は、この限りでない。
- 4 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、無線従事者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

A-7 送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子の条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第16条）の規定に照らし、この規定の定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものであり、恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に応じてその温度変化の許容値を正確に維持すること。
- 2 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、発振周波数が当該送信装置の製造業者又は輸入業者の技術基準適合自己確認によりあらかじめ確認されているものであること。
- 3 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、総務大臣が別に定める試験用の水晶発振回路により少なくとも6時間動作させて発振周波数が安定していることが確認されているものであること。
- 4 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、総務大臣が別に定める試験用の水晶発振回路により動作させて発振周波数がその許容偏差内にあることが確認されているものであること。

A-8 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第108条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、**A**、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは**B**の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の拘禁刑又は**C**の罰金に処する。
- ② ①の未遂罪は、罰する。

A	B	C
1 災害の復旧	鉄道事業に係る列車の運行の業務	500万円以下
2 治安の維持	ガス事業に係るガスの供給の業務	500万円以下
3 治安の維持	鉄道事業に係る列車の運行の業務	250万円以下
4 災害の復旧	ガス事業に係るガスの供給の業務	250万円以下

A-9 次の記述は、空中線の指向特性を定める事項について述べたものである。無線設備規則（第22条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

空中線の指向特性は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。

- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
- (2) **A**の主輻射の角度の幅
- (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を**B**もの
- (4) **C**よりの輻射

A	B	C
1 垂直面	乱す	送信装置
2 垂直面	整える	給電線
3 水平面	乱す	給電線
4 水平面	整える	送信装置

A-10 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、**A**を**B**に人命の救助、**C**、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

A	B	C
1 有線通信	利用することができないとき	気象業務、電気の供給の業務
2 電気通信業務の通信	利用することができないとき	災害の救援
3 電気通信業務の通信	利用することができないか又はこれを利用する事が著しく困難であるとき	気象業務、電気の供給の業務
4 有線通信	利用することができないか又はこれを利用する事が著しく困難であるとき	災害の救援

A-11 アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「呼出しを反覆してください」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反覆され、かつ、自局に対する呼出しが確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、その呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。

A-12 無線設備によって虚偽の通信を発した者に対する罰則に関する次の記述のうち、電波法（第106条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備によって故意に虚偽の通信を発した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 自己の不正な利益を図り、又は他人に損害を加える目的で、無線設備によって虚偽の通信を発した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- 3 自己の不正な利益を図り、又は他人に損害を加える目的で、無線設備によって故意に虚偽の通信を発した者は、5年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金に処する。
- 4 自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備によって虚偽の通信を発した者は、3年以下の拘禁刑又は150万円以下の罰金に処する。

A-13 次の記述は、無線電信通信における通報の送信の終了について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第36条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて次の(1)及び(2)に掲げる事項を順次送信するものとする。

- (1) A
(2) B

	A	B
1	— • • • • — • •	— • —
2	• — • — •	• • • — • —
3	— • • • • — • •	• • • — • —
4	• — • — •	— • —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 無線電信通信において、次のモールス符号で表す略符号のうち、「そちらの伝送は、強い混信を受けています。」を示すQ符号を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 — — • — • — • — • • • — — —
2 — — • — • — • — • • • • • —
3 — — • — • — • — — • • • • —
4 — — • — • — • — — • • • • •

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 「他の周波数（又は・・・kHz（若しくはMHz））に変更して伝送してください。」を示すQ符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条、第13条及び第34条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 --- · — · · · · — — —
- 2 --- · — · — · · · —
- 3 --- · — · — · · · ·
- 4 --- · — · · · — · — —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 次の記述は、無線電信通信における誤送の訂正について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第31条並びに別表第1号及び第2号）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句及び略符号を表すモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、次の(1)又は(2)に掲げる略符号を前置して、□Aから更に送信しなければならない。

- (1) 手送による和文の送信の場合は、ラタ
- (2) 自動機（自動的にモールス符号を送信又は受信するものをいう。）による送信及び手送による欧文の送信の場合は、□B

A	B
1 誤った語字	· · · · · · ·
2 誤った語字	· — · · — · —
3 正しく送信した適当の語字	· — · · — · —
4 正しく送信した適当の語字	· · · · · · ·

A-17 アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していないと認める場合に総務大臣が講じる措置に関する次の記述のうち、電波法（第71条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、臨時に電波の発射を命じて、その発射する電波の質を検査することができる。
- 3 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、期間を定めて周波数又は空中線電力を制限することができる。
- 4 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の周波数又は空中線電力の指定を変更しなければならない。

A-18 次の記述は、無線局の検査について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、次の(1)及び(2)に掲げるときは、□Aを無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる。

- (1) 無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めて、当該無線局に対して□B電波の発射の停止を命じたとき。
- (2) その他□Cを確保するため特に必要があるとき。

A	B	C
1 登録検査等事業者（注）	臨時に	無線局の円滑な運用
2 その職員	臨時に	電波法の施行
3 その職員	臨時に	無線局の円滑な運用
4 その職員	3箇月以内の期間を定めて	無線局の円滑な運用
5 登録検査等事業者（注）	3箇月以内の期間を定めて	電波法の施行

注 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

A-19 無線従事者が免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない場合に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 正当な理由がないのに、無線設備の操作を引き続き5年以上行わなかったときは、1箇月以内にその免許証を返納しなければならない。
- 2 日本の国籍を有しない人となったときは、3箇月以内にその免許証を返納しなければならない。
- 3 無線従事者の資格の区分において、下位の資格を有する無線従事者が上位の資格を取得したことにより、当該下位の資格の免許証を必要としなくなったときは、遅滞なくその免許証を返納しなければならない。
- 4 免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、10日以内にその免許証を返納しなければならない。

A-20 次の記述は、社団（公益社団法人その他これに準ずるものであって、総務大臣が認めるものを除く。）であるアマチュア局の免許人が行わなければならないことを述べたものである。電波法施行規則（第43条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

社団であるアマチュア局の免許人は、その□Aに關し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）□Bなければならぬ。

- | A | B |
|----------|--------|
| 1 定款又は理事 | の許可を受け |
| 2 代表者 | の許可を受け |
| 3 定款又は理事 | に届け出 |
| 4 代表者 | に届け出 |

A-21 次の記述は、「有害な混信」の定義について述べたものである。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の□Aの運用を□Bし、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを□Cし若しくは□Bする混信をいう。

- | A | B | C |
|----------|----|--------|
| 1 無線測位業務 | 阻害 | 反覆的に中断 |
| 2 安全業務 | 妨害 | 反覆的に中断 |
| 3 安全業務 | 阻害 | 意図的に干渉 |
| 4 無線測位業務 | 妨害 | 意図的に干渉 |

A-22 用語及び定義に関する次の記述のうち、無線通信規則（第1条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「アマチュア業務」とは、アマチュア、すなわち、金銭上の利益のためなく、専ら個人的に無線技術に興味をもち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術研究のための無線通信業務をいう。
- 2 「移動局」とは、移動中又は特定しない点に停止中の使用を目的とする移動業務の局をいう。
- 3 「宇宙局」とは、地球の成層圏の主要部分の外にあり、又はその外に出ることを目的とし、若しくはその外にあった物体上にある局をいう。
- 4 「アマチュア衛星業務」とは、アマチュア業務の目的と同一の目的で地球衛星上の宇宙局を使用する無線通信業務をいう。

A-23 すべての局に禁止されている伝送に関する次の事項のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 長時間の伝送
- 2 虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送
- 3 不要な伝送
- 4 過剰な信号の伝送

A-24 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信等について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、アマチュア衛星業務の地上コマンド局と宇宙局との間で交わされる制御信号を除き、□Aされたものであってはならない。
- ② アマチュア局は、□Bに限って、□Cの伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

A		B		C	
1	意味を隠すために暗号化	主管庁相互間の特別とりきめがある場合		アマチュア局以外の局との国際通信	
2	意味を隠すために暗号化	緊急時及び災害救助時		第三者のために国際通信	
3	伝送効率を高めるために高速化	主管庁相互間の特別とりきめがある場合		第三者のために国際通信	
4	伝送効率を高めるために高速化	緊急時及び災害救助時		アマチュア局以外の局との国際通信	

B-1 次の記述のうち、電波法（第5条）の規定に照らし、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
イ 電波の発射の停止の命令を受け、その停止の命令の解除の日から2年を経過しない者
ウ 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止の期間の終了の日から2年を経過しない者
エ 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
オ 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

B-2 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の□アの周波数の□イ周波数からの許容することができる□ウの偏差又は発射の□エ周波数の□オ周波数からの許容することができる□ウの偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。

1 特性	2 指定
3 電波	4 基準
5 周波数	6 割当
7 中央	8 最大
9 占有	10 最小

B-3 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線通信は、できる限り正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後に訂正しなければならない。
イ 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
ウ 無線通信は、できる限り速い通信速度で行うものとする。
エ 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
オ 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア ENBURGMP LD	・ - · - · · · · - · - - - - - - - - - - -
イ CKBIRNTBAL	- -
ウ NIEDERSACF	- -
エ HAOWAGESTB	· · · · - - - - - - - - - - - - - - - - - -
オ RIDGECARMB	· -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化している。

B-5 次の記述は、免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に□アな障害を与えるときは、その設備の□イに対し、その障害を□ウするために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする□エについて①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を□オさせることができる。

- | | |
|------------|---------------|
| 1 所有者又は占有者 | 2 重大 |
| 3 検査 | 4 受信設備以外の受信設備 |
| 5 除去 | 6 施設者又は利用者 |
| 7 繼続的かつ重大 | 8 実地に調査 |
| 9 受信設備 | 10 低減 |

B-6 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適當な様式で、かつ、□ア許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、□イことができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- ② 許可書を有する者は、□ウに従い、□エを守ることを要する。さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、□オに通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| 1 その属する国の法令に従って発給し、又は承認した | 2 無線通信規則に従って発給する |
| 3 無線設備を所有する | 4 設置し、又は運用する |
| 5 その属する国の法令 | 6 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定 |
| 7 電気通信の秘密 | 8 無線通信の規律 |
| 9 利害関係者 | 10 第三者 |